

新型コロナウイルス感染症対策 に関する提言・要望書

令和3年6月17日

岩手県知事 達増拓也

I 感染拡大の防止

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置…………… 1
(内閣府)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の拡充・強化…………… 2
(厚生労働省)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種の円滑な実施…………… 5
(厚生労働省)
- 4 慰労金の支給対象の拡大…………… 7
(厚生労働省)
- 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る多言語での情報提供…………… 8
(法務省、厚生労働省)
- 6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除…………… 9
(内閣官房)

II 社会生活・経済活動を支える取組

- 7 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減…………… 12
(総務省)
- 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援…………… 13
(文部科学省)
- 9 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した国民健康保険制度等
における被保険者に係る保険税(料)減免に対する財政措置…………… 16
(厚生労働省)
- 10 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置…………… 17
(厚生労働省)
- 11 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る障害者就労継続支援事務所への支援…………… 19
(厚生労働省)
- 12 新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用維持に対する支援…………… 20
(厚生労働省)

13	新型コロナウイルス感染症対策に係る農林漁業者に対する支援	23
	(農林水産省、林野庁、水産庁)	
14	新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等への支援	26
	(厚生労働省、経済産業省)	
15	新型コロナウイルス感染症対策に係る公共交通事業者に対する財政支援	37
	(国土交通省)	
16	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置	40
	(国土交通省)	
17	新型コロナウイルス感染症対策に係る観光需要回復への支援	42
	(国土交通省)	

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

新型コロナウイルスの感染拡大の防止や社会経済活動の回復等、地域の実情に応じた対策については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、依然として感染症の収束が見えない状況であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続と十分な額の確保及び柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組は、長丁場となることが想定されるため、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を確保するとともに、令和4年度以降も取組が必要となることを見据えた基金対象事業の弾力化など、柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 感染拡大の防止や社会経済活動の回復などの取組については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているが、未だ感染症の収束が見えていない状況であり、市町村分も含め、増額が必要。
- 今後も、感染が収束するまでの間は、感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組を続けていく必要があり、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう必要な額の交付金の確保が必要。特に、令和4年度以降も取組が必要となることを見据え、現在は利子補給や保証料補給などに限定されている基金への積立要件を弾力化するなど、柔軟な運用を図る必要。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る 医療提供体制の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症が、岩手県においてさらなる拡大を見せた場合、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持等に影響が出ることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、必要な医療を迅速に提供できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合に、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めていただくよう要望します。

感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化するよう要望します。

また、感染症が拡大する地域等に対し、地方と連携しながら、専門職を派遣し現場を支援する体制（感染症版DMA Tや医療版TEC－FORCE等）を拡充するよう要望します。

さらに、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に行うよう要望します。

2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、令和4年度以降も、空床補償及び軽症者宿泊療養施設の確保等、国による財政措置を継続するよう要望します。

併せて、病院改修による患者受入体制整備なども補助対象とするよう、使途の拡充についても要望します。

3 医療機関への直接的かつ中長期的な財政支援

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の実態を踏まえた診療報酬への継続的な反映、福祉医療機構による無利子・無担保貸付の貸付限度額・貸付対象の更なる拡大等、直接的かつ中長期的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

- 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症において、地域の小規模な患者クラスター（集団）の発生を防ぐため、国内の感染症の専門家（国立感染症研究所職員等）で構成されたクラスター対策班を設置し、北九州市等への派遣を行っている。
- 一方、クラスター対策班の人員不足等が指摘されているところであり、人員確保の一層の推進など、感染症対策の体制強化が必要。

1) DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム)

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成する、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

2) TEC-FORCE

大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

（国土交通省の全国の地方整備局等の職員が任命）

- 本要望項目については、緊急かつ喫緊の課題であることから、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消を目指す県（医師少数県）で設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（会長：岩手県知事）」において、提言として 8 月 7 日に橋本厚生労働副大臣あて要望を行っているもの。
- 国においては、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するため、地方財政措置を講じたところであり、本県においても必要な保健師の確保を進めているが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、保健所等の体制強化に努めていくことが必要。

【参考】保健所 保健師数の推移

H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
54	55	54	54	66

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和 2 年 9 月 15 日に、令和 2 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和 2 年度一般会計の予備費の使用が閣議決定されたところ。

〈予備費で措置された医療機関等への主な支援〉

- ・ 10月分以降の病床及び軽症者宿泊療養施設の確保経費の増額
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関(重点医療機関)への診療報酬及び空床確保経費増額
 - ・ 新型インフルエンザ感染症への対応経費(発熱外来・救急医療機関等への支援)
 - ・ 福祉医療機構の無利子・無担保融資等の拡充
- 一方、今後も新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持していく必要があることから、引き続き緊急包括支援交付金を活用した継続的な支援とさらなる拡充が必要。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

- 一般社団法人日本病院会・公益社団法人全日本病院協会・一般社団法人日本医療法人協会が行っている「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査(2020年度第3四半期)」によると、調査に協力した全国の病院(公的、民間含む)の、4月~12月における平均医業利益率は、昨年同期の $\Delta 1.01\%$ (コロナ患者受入病院: $\Delta 1.33\%$)に比べ、 $\Delta 2.09\%$ (コロナ患者受入病院: $\Delta 2.35\%$)となっており、収支が悪化している。
- 県立病院の医業収益についても、診療報酬改定等により患者1人1日当たり収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を確保するための入院制限や、新型コロナウイルス感染症による自主的な受診抑制等により患者数が減少(入院($\Delta 8.8\%$)、外来($\Delta 8.3\%$))したことから、令和2年度は入院収益($\Delta 3.8\%$)、外来収益($\Delta 2.7\%$)ともに減少。
- これらの状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症だけでなく、平時の地域医療体制を維持していくため国による中長期的な財政支援が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 保健福祉企画室、健康国保課、医療政策室
医療局 経営管理課

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る ワクチン接種の円滑な実施

新型コロナウイルス感染症は、変異株が全国に広がりつつあり、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、強力な保健・医療体制を構築する必要があります。

新型コロナウイルス感染症を克服するため、広く国民へのワクチン接種体制を確立し、新型コロナウイルスに対する集団免疫の獲得を目指すことが急務となっていることから、ワクチン接種を安全かつ円滑に実施できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ワクチン総数の十分な確保と迅速な供給

ワクチンの種類や量、供給時期について、できるだけ早期に自治体に示すとともに、接種を希望する全ての国民がワクチン接種できるよう、接種に必要なワクチン量の確保と、迅速かつ確実な供給を要望します。

また、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国家的戦略として、国産ワクチン製造や特効薬の開発支援を行い、治療法の確立を実現するよう要望します。

2 ワクチン接種体制に係る環境整備と財源措置

ワクチン接種に当たり、地域の実情に応じた接種体制の構築を支援するほか、多くの国民ができるだけ速やかな接種ができるよう、企業等における特別休暇の導入など接種を受けやすい環境整備の支援を図るよう要望します。

また、接種会場の確保や医療従事者の確保などに要する経費のほか、送迎費用、通常診療を休止した場合の影響を踏まえた報酬など、接種体制確保に係る費用について、地方負担が生じないよう必要な財政措置を講じるよう要望します。

3 ワクチン接種の意義や有効性、副反応等に係る国民への周知

市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速にワクチン接種を実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくるよう要望します。

【現状と課題】

1 ワクチン総数の十分な確保と供給

- ワクチン接種を希望する全ての県民の接種を短期間で終了するため、集団接種や個別接種、共同接種など地域の実情に応じた接種体制やワクチンの移送体制などの構築が必要であるが、ワクチンの供給量や供給時期の全体が示されていないことから、体制構築への対応に苦慮している。
- ワクチン接種により、どの程度の期間、抗体が存在するかなど、現時点で判明していないことが多く、再接種の可能性も含め、必要な量のワクチンを確保する必要がある。
- ワクチン総数の十分な確保と安定的な供給については、海外のワクチンばかりではなく、国内における早期のワクチン開発と実用化が重要と考えている。

2 ワクチン接種に係る体制整備と財源措置

- 医療圏ごとに接種体制を確立させるため、地域の実情に応じた設置体制の構築について、医師会と協議しながら進めているが、地域の医療資源の状況に応じて、二次医療圏内の市町村による共同接種の提案や県の集団接種実施による支援、他の医療圏からの派遣応援など、医療従事者の確保・調整が必要となっている。
- ワクチン接種後の副反応に係る相談について、医学的知見が必要な相談体制として「岩手県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター」を令和3年3月30日に開設し、住民からの相談に対応している。
- 生業等により平日にワクチン接種が困難な場合において、接種のための特別休暇を創設するなど、接種を希望する全ての国民が、短期間に接種が終わるよう接種を受けやすい環境整備を図るため、企業等における特別休暇の導入の支援を図っていく必要がある。
- 接種体制の整備に当たって、会場の確保や医療従事者の確保などに要する経費ほか、送迎費用や通常診療を休止した場合の影響を踏まえた報酬などについて、地方の負担が生じないよう、引き続き地方自治体の意見を踏まえ、国の責任による財政措置が必要である。

3 ワクチン接種の意義や有効性、副反応等に係る国民への周知

- ワクチンによる副反応は、アナフィラキシーをはじめ、疼痛や熱感、寒気、頭痛など複数の症例が報告されている。
- ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みを作ることが必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

4 慰労金の支給対象の拡大

新型コロナウイルス感染症への感染リスクを抱えながらも業務を継続し、地域医療の維持に関して重要な役割を担っている薬局の職員や、三密対策が困難な厳しい環境の中で業務を継続し、子どもたちの居場所の確保に尽力している児童関係施設の職員に対し、慰労金を支給できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 慰労金対象範囲の拡大

これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の慰労金の支給対象とされていない薬局の職員及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）の慰労金の支給対象とされていない児童関係施設の職員について、支給の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 慰労金対象範囲の拡大

(1) 薬局

- 医療従事者に対する慰労金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供を行う医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者及び職員に対して支給されている。
- 一方、薬局も新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高く、相当程度心身に負担がかかる中、継続が必要な業務を担っていることから、緊急包括支援交付金を活用した慰労金の支給が必要。

(2) 児童関係施設

- 介護・障害サービス事業所・施設等の従事者に対する慰労金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱に基づき、支給されたところ。
- 一方、保育士等の児童関係施設の職員については、子どもは感染しても重症化するリスクが高いとは必ずしもいえないことを理由に支給対象となっていない。
- 児童関係施設は、新型コロナウイルス感染症が広がる中でも原則として開所する必要があり、職員は感染の不安を抱えながらも勤務を継続していること、子どもは感染しても重症化するリスクが高くないとしても、職員は重症化するリスクがあることから、職員に対し、緊急包括支援交付金を活用した慰労金の支給が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課
保健福祉部 子ども子育て支援室
ふるさと振興部 学事振興課

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る 多言語での情報提供

新型コロナウイルス感染症関連情報については、「外国人生活支援ポータルサイト」内に関係省庁の情報が掲載されているところですが、在留外国人も日本人と同様に適時適切な新型コロナウイルス感染症に関する情報を得る必要があるため、国が責任を持って取り組むよう、次の通り要望します。

《 要 望 事 項 》

1 多言語での情報提供の充実

新型コロナワクチンをはじめとする重要な情報や公的支援制度、感染予防に関する各種情報について、「やさしい日本語」を含めた多言語での迅速な情報提供の一層の充実を図るとともに、地方自治体による相談・情報発信に対する支援を充実するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、県や県国際交流協会のホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や特別定額給付金の申請方法等の主な支援策等について、多言語で情報提供しているとともに「いわて外国人相談・支援センター」において、随時相談に対応している。
 - ・令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する相談件数：205件
 - ・主な相談内容：休業補償、住居確保給付金等の支援、技能実習生の契約終了後の帰国関係、PCR検査、ワクチン接種等
- 今後、段階的に技能実習生等の入国が見込まれることから、感染予防に関する情報を多言語により迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の拡充を図る必要がある。

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室

6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものですが、感染が確認された際、患者やその家族、治療・対策に携わった方々等の人権を侵害する事案が発生しています。

人権擁護の観点から誹謗中傷等は決して許されないほか、症状のある方がそのことを恐れ、受診や検査を控えることによる、見えない感染拡大を防ぐ必要があります。

また、医療機関や医療関係者をはじめ、ライフライン、物流、保育や障がい者・高齢者福祉など、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している方に対する新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除

患者やその家族、医療機関や医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、感染症の特性について継続的に国民に対し十分に説明するとともに、相談窓口の充実・強化など、人権や風評被害に配慮した対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 誹謗中傷に係る県の基本方針について

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、こうした事態が生じないよう適切に取り組むこととしている。

2 岩手県の感染者に対する誹謗中傷に係る取り組みについて

○ 県民への呼びかけ

県ホームページやSNS、新聞紙面広告により、県民の皆さまに対して、優しい気持ちを持ち、冷静な対応をするよう呼びかけており、今後も偏見や差別につながる行為の発生が懸念されることから継続した対応が必要。

○ 証拠保存

県では、ツイッターやLINEといったSNSを活用して、県民の皆さまへ広く新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行っているが、このような県が管理するアカウントに対して、感染された方への誹謗中傷や個人情報等を特定するような悪質な書き込みがあった場合に、これを画像で保存するとともに、被害者からの求めに応じて保存した画像を提供していく取組を進めている。

○ 相談対応

誹謗中傷に関する苦情など、新型コロナウイルス感染症全般に関する相談窓口としてコールセンターを設置のうえ対応しているが、相談内容によっては警察や法務局の人権相談所を案内している。

○ 法的な協力要請

誹謗中傷等の被害者が、法的手段を講じようとする場合には、全面的に協力いただくよう、岩手弁護士会に対してお願いしている。

○ LINEを活用した医療従事者等へのエール

- 改めて県民が丸となって新型コロナの脅威を乗り越えて行くための一体感を醸成する契機とするため、医療現場の最前線で感染症の対応にあたっている医師や看護師をはじめとする医療従事者等へのエール（応援メッセージ）を募集。



- 県民から頂いたエールについては、県HPやLINEをはじめとしたSNS等により公表するとともに、ショートムービーを作成の上、公開中。

- また、東北電力ネットワーク株式会社岩手支社の協力の下、10月24日（土）、25日（日）に、医療従事者等へのエールを込めて、無線鉄塔をブルーにライトアップした。



○ これまでの相談件数（令和2年4月～令和3年5月）

相談者		患者・濃厚接触者とその家族	医療・介護従事者等とその家族	(医療・介護を除く)エッセンシャルワーカーとその家族	風評被害を受けた学校・企業等の関係者	その他 (「県外ナンバー」車の所有者 他)	総数	
相談内容								
デマや偏見に関すること		4	0	1	1	15	21	
と差別行為に関すること	商品・サービス等の提供拒否 (例:入店拒否、宿泊拒否等)	1	0	0	0	3	4	
	個人や団体を侮辱・中傷する	インターネット上での書込み	0	0	0	0	0	0
		(インターネット上の書込み以外の)発言、落書き、手紙 等	0	0	0	0	1	1
雇用に関すること		0	1	0	0	1	2	
その他		0	0	0	0	13	13	
総数		5	1	1	1	33	41	

3 国の動き

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部により、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられたところ。
- 政府は、基本的対処方針において、患者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施することとしている。
- 政府が設置している新型コロナウイルス感染症対策分科会の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（計3回開催）において、平時から取り組むべきこと（正しい知識の普及・啓発、相談体制の強化、報道の在り方など）やクラスター発生時等の「有事」に取り組むべきこと（自治体や専門家による情報発信、応援メッセージ等の発出）について取りまとめられたところ。
- 厚生労働省は、医療従事者に対する正しい理解と行動を促す啓発用チラシを作成しHP等への掲出を行うとともに、「#広がれありがとうの輪」プロジェクトを立ち上げ、様々な関係団体等と連携した取組を行っている。
- 各都道府県における同様の対策を推進するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設するとともに、適宜拡充している。（本県においては、県民向け広報事業に当該交付金を活用）
- 法務省では、各法務局に人権相談窓口を設置し、インターネット又は電話による相談を中心に対応を行っている。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業者等への税負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民生活や経済雇用の困窮が高まり、多くの事業者は厳しい経営状況に置かれています。

昨年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として措置された「徴収猶予の特例制度」は、多くの事業者に活用されましたが、その一方で、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮につながることを懸念され、その対応が課題となっております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るためには、事業者等の税負担の軽減を図る減免等の措置が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減

事業等に係る収入に大幅な減少があった個人や事業者に対して、地方税の負担軽減措置を講じるとともに、その減収額については全額国費により補填するよう要望します。

【現状と課題】

- 地方税の徴収猶予の特例措置（納期限から1年間、担保不要並びに延滞金全額免除）は、令和3年2月1日までの納期限分をもって適用期間が終了となったところ。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮へとつながることが懸念される。
- 事業者等への税負担の軽減を図る一方で、地方財政の大宗をなす地方税収入の減少が伴うため、国費による減収補填措置が必要であること。
- 令和2年度における徴収猶予の特例制度の活用状況（令和3年3月31日現在）

《単位：件、百万円》

区分	件数	徴収猶予額	翌年度への繰越見込額
県	1,093	1,100	951
市町村	1,551	991	729
合計	2,644	2,001	1,680

【県担当部局】総務部 税務課

ふるさと振興部 市町村課

8 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、学校において臨時休業等の措置が再び必要となった場合において、学習の機会が確保できるよう、オンライン教育や遠隔授業の環境整備が重要です。

また、教室において、「3密」を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境と、きめ細かな指導体制の計画的な整備ができるよう教職員体制の一層の充実を図ることが重要です。

さらに、同感染症の影響により大学生等は例年と異なる就職活動を余儀なくされているほか、各企業における新規学卒者の採用の抑制等が懸念されるところであり、大学生等への就職支援が重要です。

については、今後、学習の機会の確保に対する環境整備や少人数学級等による指導体制整備、大学生等への就職支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 学習の機会の確保に対する環境整備

子どもの視点に立った最善な学習機会の確保に向け、小中学校と同様に、高等学校においても統一かつ緊急的に1人1台端末が活用できる環境を整備するとともに、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員研修やICT支援員の配置等に係る国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、私立学校においても、早急に環境整備を進める必要があることから、ICT環境の整備に係る補助については、国公立と同等の補助内容となるよう、予算の確保とともに制度の拡充を要望します。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進める必要があることから、空調設備の整備に関する国庫補助については、補助の拡充を要望します。

公立大学において遠隔授業を実施するための機材や学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境構築について、十分な財源を措置するよう要望します。

2 少人数学級等による指導体制の整備

学校における「新しい生活様式」も踏まえた児童生徒一人ひとりの学習・生活環境の整備を図るため、中学校を含めた少人数学級によるきめ細かな指導体制を計画的に整備するなど教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

3 大学生等への就職支援

第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、就職活動中の大学生等への十分な情報提供や、新規学卒者の積極的な採用、採用内定取消し防止等、中長期的視点に立った採用を進めるよう経済団体等へ要請するなど、大学生等の就職活動への支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 学習の機会の確保に対する環境整備について

- G I G Aスクール構想の加速のための国庫補助制度により、小中学校の児童生徒1人1台端末の整備が急速に進んでいるが、高等学校の生徒1人1台端末は国庫補助の対象外となっている。
- また、今後は、導入したI C T機器を効果的に活用していくため、教員のI C T活用指導力向上のための研修の充実や、教員や生徒を専門的見地からサポートするI C T支援員の継続的な配置、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。
- 私立学校においても、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、I C T環境の整備の重要性が再認識され、先進的な施設・設備の導入が急務となっている。

国の令和元年度・2年度補正予算においては「G I G Aスクール構想」の実現に向けた財源が措置されているが、私立については国の2分の1補助となっていることから、学校では財源の確保が課題となっている。高校段階については、公立と同様に低所得世帯向けの補助制度は新設されたが、補助率は2分の1となっている。

- 私立学校のI C T環境の整備については、このほか私立高等学校等I C T教育設備整備推進事業により、私立の高等学校等におけるI C T教育設備の購入費の一部について国が補助（補助率1／2）を行っている。引き続き、予算の確保と拡充が必要。
- 空調設備の整備について、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高等の教室における空調・換気設備に要する経費に対する補助が創設されたが、現行の補助率は1／3であり、経営の厳しい学校もあることから更なる補助の拡充が必要。
- 大学における遠隔授業の環境構築について、国は令和2年度補正予算により国立大学及び私立大学に係る財源を措置しているが、公立大学については、令和2年5月1日付け文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」により、同交付金を活用できる旨の周知がなされたものの、直接的な財源措置がなされていない。

2 少人数学級等による指導体制の整備について

- 岩手県においては、小学校第2学年から中学校第3学年まで国の加配定数等を活用し、全ての学年で35人学級を実施している。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒間の十分な距離を確保するためには、全学年35人学級に要する教職員定数の改善（基礎定数化）が必要。
- また、35人学級であっても、新型コロナウイルス感染症対策のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況となっている学校もあることから、少人数学級の更なる推進が必要であり、教職員定数の改善等による教職員体制の一層の充実が必要。
- 高等学校においては、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」により、生徒の収容定員に基づいて教職員定数が算定されるため、1学級の収容定員を少なくすると、現行の算定方式のままでは、教職員定数も減少する。よって、少人数学級等を導入するに当たっては、教職員配置基準の見直しを含めた新たな定数改善計画の算定が必要。
- 教職員体制が充実し、少人数学級が推進されることにより、新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、児童生徒へのきめ細かな指導にもつながること。

3 大学生等への就職支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会等の就職イベントの多くはオンライン形式で開催されるなど、例年とは異なる就職活動を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により各企業の業績が悪化しており、民間企業が実施したアンケート調査では、「採用予定数」について、「減らす」が11.2%、「採用凍結する」が2.0%、「未定」が13.0%となっており、旅行・ホテル・レジャー・フードサービスなどのサービス業を中心に採用を控える企業があることから、第二の就職氷河期世代を生まないという観点で中長期的視点に立った採用を行う必要がある。

[出典：株式会社学情アンケート 令和3年3月発表]

- 多様な通信手段を活用した説明会・面接等の実施、柔軟な日程設定や通年採用等による一層の募集機会の提供が必要である。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課
商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、教職員課

9 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した国民健康保険制度等における被保険者に係る保険税(料)減免に対する財政措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しては、市町村等で条例等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際に、国の財政措置が講じられているが、令和3年度から全額措置ではなくなり、国の財政措置が縮小されることから、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免に対する国の財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際の財政措置について、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、減免額の全額を国が財政措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対しては、市町村等で条例等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施することができる。
- 令和2年度においては、国の災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金により、減免額の10割相当額が財政措置されており、令和2年度は、国民健康保険においては約1千百世帯の約1億9千万円、後期高齢者医療保険においては約200人の約1千万円、介護保険においては約700人の約3千7百万円が減免されている。
- 令和3年度においては、市町村等の保険者における減免の規模によって最大で減免額の8割、最小で減免額の2割相当額が国の特別調整交付金により財政措置される見込みであるが、令和2年度の減免額を考慮すると、ほとんどの市町村等で国からの財政措置は2割に留まり、8割は市町村等が負担しなければならない見込み。
- 県内市町村等の保険者の財政状況は厳しく、減免額全額が国から財政措置されない場合、減免を実施できない市町村等が発生するおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症が全国的な課題であることを考慮すると、国による全額の財政措置が望まれる。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、長寿社会課

10 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置

生活福祉資金貸付事業については、平成21年10月の制度の抜本的改正及び東日本大震災津波の発生により、貸付利用者数が急増したことに伴う償還事務の負担が継続しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象とした特例貸付の貸付件数がリーマンショックや東日本大震災の実績を上回っており、令和4年度から始まる償還事務に必要な体制や事務費の確保が課題となっております。

については、従来の低所得世帯等に加え、コロナ禍で経済的な打撃を受けた世帯を対象とした他に代替のない貸付制度として、事業を適切に継続することができるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の貸付件数が大きく増加している生活福祉資金の貸付原資及び人件費を含む事務費について、償還期間が終了するまで、全額国庫負担により措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成21年10月以降の制度改正（要件緩和）や東日本大震災津波の発生により、貸付件数が急増したことに伴う償還事務が継続していることから、県では市町村社会福祉協議会に償還事務等に従事する職員を配置するための経費について、国の補助（緊急雇用創出事業臨時特例基金）が終了した以降についても県単で補助を行ってきたところ（※新規貸付件数に落ち着きが見られることから県単補助は令和2年度限りで終了。県単補助のほか、当面の間の経過措置として、貸付原資を取崩して事務費に充当することが可能とされている）。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に伴い、一時的に収入が減少した世帯への特例貸付が増大しており、令和2年度末においては全額国庫負担により1,750,000千円の原資（事務費を含む）の積み増しを行ったところであるが、申請受付期間の延長（令和3年8月末まで）や再貸付が可能となったこと等により、さらに資金需要が増大する可能性がある。

- あわせて、特例貸付の償還が令和4年度から始まることにより、緊急小口資金は2年間、総合支援資金は10年間に渡り、債権管理業務が継続することとなるほか、特例措置として住民税非課税世帯が償還免除となることから、その業務に対応するための人員配置、事務費の確保が必要となる。
- 同感染症に係る特例貸付は令和3年4月末現在、緊急小口資金が4,239件、総合支援資金が1,712件となっており、執行率は9割を超えている。(令和3年4月末時点の執行額1,796,702千円)
- なお、生活福祉資金の貸付原資については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度の拡充に伴い、厚生労働省では本資金のうち教育支援費分の原資の一部は活用の見込みがないとし、国庫への返還を求めており、当県においては、834,720千円のうちの国庫負担分(2/3)を平成29年度から7年間の分割で返還することとしているが、令和2年度の国庫への返還分はいったん留保し、令和3年度において、令和2年度及び令和3年度分の2年分をまとめて返還する取扱とされている。

【県担当部局】保健福祉部 地域福祉課

11 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る 障害者就労継続支援事業所への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る障害者就労継続支援事業所に対する支援として、国においては、令和2年度2次補正予算により「生産活動活性化支援事業」を措置いただいたところですが、受注の減少やイベント中止による販売機会の減少等の影響が続いており、継続的な支援が必要です。

また、「生産活動活性化支援事業」は、一定以上収入が減少した事業所を対象とされたことから、収入確保に努めた結果、要件に該当しない事業所は支援の対象外となったところであり、対策に取り組む全ての事業所に対する支援が必要です。

障がい者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図るため、就労継続支援事業所の生産活動に対する財政支援について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 就労継続支援事業所の生産活動等への支援

障害者就労継続支援事業所における、新たな生産活動への転換や販路拡大に向けた取組に対する、継続的な財政支援を要望します。

また、事業化においては、収入要件等により対象を限定することなく、対策に取り組む全事業所を対象とするよう併せて要望します。

【現状と課題】

1 就労継続支援事業所の生産活動等への支援

- 岩手県社会福祉協議会が実施している、新型コロナウイルス感染症の影響調査によると、本年2月の事業収入と前年同月との比較で、回答のあった68事業所のうち、増収が24事業所(35.3%)、減収が44事業所(64.7%)となっており、受注の減少やイベントの中止による販売機会の減少等の影響が続いている。
- 令和2年度2次補正予算で措置いただいた「生産活動活性化支援事業」は、1か月の生産活動収入が前年同月比50%以上減収の月があること等が要件とされ、本県における事業実施は、8事業所3,409千円となっており、事業所団体からは、新たな生産活動への転換や販路拡大に向けた取組に対する継続的な財政支援の要望が出されている。

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

12 新型コロナウイルス感染症対策に係る 雇用維持に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等が見込まれる労働者数は全国で10万人を超え、県内でも約800人となっているところです。

国では、雇用調整助成金の抜本的拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を創設し、雇用の維持を支援してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、離職者の増加が懸念されます。

事業者等の雇用維持への支援の継続及び各企業における派遣労働者等の雇用の継続に向けた要請について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 事業者等の雇用維持に対する支援の継続

雇用調整助成金の特例措置については、本年5月から縮減されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、離職者の増加が懸念されることから、地域・業種を限定せず、助成率及び上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、期間を延長するよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、地域を限定せず、上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、対象となる期間を延長するよう要望します。

2 経済団体等に対する雇用維持の要請

感染症対策と社会経済活動の両立を進める中、一時的な業績悪化に伴う派遣労働者や有期契約労働者、パートタイム労働者等の安易な契約の解除を控えていただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者等の能力を最大限に活用するという観点から、雇用維持に対して配慮するよう、経済団体等に引き続き要請するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の雇用維持への支援の継続

- 雇用調整助成金の特例措置については、本年4月末までは、助成率が最大10/10、助成額の上限が日額15,000円であったものが、5月及び6月については、業況特例及び地域に係る特例を除き、助成率が最大9/10、助成額の上限が日額13,500円に縮減され、7月も同様の取扱いが継続される予定となっている。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷が長期化していることから、雇用調整助成金の特例措置については、地域・業種を限定せず、助成率及び上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、期間を延長することが必要である。
- また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、本年4月末までは、支給額の上限が日額11,000円であったものが、5月及び6月については、地域に係る特例を除き、支給額の上限が日額9,900円に縮減され、7月も同様の取扱いが継続される予定となっているが、地域を限定せず、上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、対象となる期間を延長することが必要である。

[雇用調整助成金の活用状況] (岩手労働局からの聞き取り)

件数	日付	令和2年										令和3年						
		4/30	5/29	6/26	7/31	8/28	9/25	10/30	11/27	12/25	1/29	2/26	3/19	3/26	3/31	4/30	5/21	
支給申請 受理	件数	35	350	1,512	3,477	5,087	6,635	8,649	9,803	11,070	12,372	13,634	14,700	14,989	15,226	16,544	17,395	
	事業所数			693	1,677	1,967	2,222	2,411	2,454	2,506	2,553	2,605	2,657	2,670	2,682	2,722	2,739	
支給決定	件数		176	1,055	3,097	4,617	6,292	8,449	9,618	10,915	12,023	13,250	14,282	14,601	14,790	15,937	16,903	
	事業所数			468	1,259	1,691	2,126	2,373	2,425	2,461	2,511	2,583	2,630	2,636	2,643	2,706	2,725	

[県内の解雇見込] (岩手労働局からの聞き取り)

産業別	令和2年										令和3年				
	4/30	5/29	6/26	7/31	8/28	9/25	10/30	11/27	12/25	1/29	2/26	3/26	4/30	5/21	
A 農林漁業												3	3	3	
C 鉱業、採石業、砂利採取			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
D 建設業	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	4	7	8	9	
E 製造業	39	70	112	217	219	233	238	336	379	379	379	382	391	401	
G 情報通信業									6	6	6	6	6	6	
H 運輸業		12	12	17	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18	
I 卸・小売業	1	31	39	42	43	45	45	55	55	55	59	64	66	67	
K 不動産業、物品賃貸業										8	8	8	14	14	
L 学術研究、専門・技術、サービス業									8	8	9	9	9	9	
M 宿泊・飲食業	3	36	43	64	64	65	65	90	100	109	115	115	134	134	
N 生活関連サービス業	1	41	93	93	93	94	98	98	98	98	98	99	99	99	
O 教育、学習支援業													9	9	
P 医療・福祉業				1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
R サービス業	11	11	11	13	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
計	56	202	318	455	462	481	490	623	690	707	722	737	783	795	

2 各経済団体等に対する雇用維持の要請

- 新型コロナウイルス感染症による解雇等見込は、全国で 103,593 人 (5/14 現在) となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、今後も離職者の増加が懸念されることから、各経済団体等に対して要請が必要である。
- 雇用維持については、国及び県において、これまでも数次にわたり業界団体に対して要請を行っている。

[国による主な要請実績]

- ・ 令和 2 年 4 月 13 日 関係事業者団体に対して、関係 5 大臣（厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」
- ・ 令和 2 年 5 月 26 日 日本人材派遣協会に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書」
- ・ 令和 2 年 7 月 7 日 経済団体団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・ 令和 2 年 8 月 28 日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について」
- ・ 令和 3 年 1 月 14 日 労働者派遣団体と会合し、要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」
- ・ 令和 3 年 3 月 3 日 経済団体団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」

[県による要請]

- ・ 令和 2 年 4 月 10 日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等に関する緊急要請」
- ・ 令和 2 年 5 月 18 日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」
- ・ 令和 2 年 7 月 17 日 県内経済団体に対して、いわてで働こう推進協議会長名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」
- ・ 令和 2 年 12 月 1 日 県内の経済団体に対して、岩手労働局長が要請。
「2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮」
- ・ 令和 3 年 5 月 21 日、24 日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

13 新型コロナウイルス感染症対策に係る 農林漁業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、外食需要の減少等に伴う農林水産物の需要停滞などにより、多くの農林漁業者は、今後の経営継続に大きな不安を抱えています。

ついては、新型コロナウイルス感染症の農林水産業への影響に対する万全な対策により、農林漁業者が意欲をもって事業を継続できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農林漁業者に対する支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大が農林漁業者の経営に大きな影響を及ぼす場合は、経営継続補助金や高収益作物次期作支援交付金を措置するよう要望します。
- (2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度の発動が続くなど、肉用牛肥育経営に大きな影響を及ぼす場合は、生産者負担金の納付を猶予するよう要望します。
- (3) 「漁業収入安定対策事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者の経営を支えるため、十分な予算を確保するよう要望します。

2 林業・木材産業に対する支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により木材需要が低下した場合は、地域材の利用促進を図るため、過剰木材在庫利用緊急対策事業と同様の事業を創設するよう要望します。
- (2) 原木の受入制限により出荷先を木質バイオマス向けなどに変更した場合は、差額補償や掛かり増しとなる運搬経費への支援など、原木価格の安定化に向けた制度を創設するよう要望します。

3 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

需要が減少している米や牛肉等の農林水産物の消費拡大に向けた取組に対し、引き続き十分な支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 農林漁業者に対する支援

(1) 経営継続補助金・高収益作物次期作支援交付金の採択状況

- 経営継続補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収など、今後も農業経営への影響が続く場合には、不採択者の再申請も含め、引き続き、多くの農林漁業者の事業要望が想定されるところ。

[経営継続補助金の岩手県における1次募集の採択状況] 1,001件

分野	申請件数	採択件数	採択率
農業	1,006	765	76%
林業	10	6	60%
漁業	238	230	97%
合計	1,254	1,001	80%

[経営継続補助金の岩手県における2次募集の採択状況] 1,321件

分野	申請件数	採択件数	採択率
農業	1,118	970	87%
林業	7	6	86%
漁業	369	345	93%
合計	1,494	1,321	88%

- 高収益作物次期作支援交付金について、本県では、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた生産者が、本交付金による支援を受けられるよう、制度の説明会を開催するなど、事業の周知を行い、計11事業実施主体から約1億8千万円の申請が行われ、採択されたところ。農業者が安心して生産に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまで継続して措置し、生産体制の維持・強化を支援することが必要。

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）

- 肥育農家の資金繰りの支援のため、令和2年4月から、牛マルキン制度の生産者負担金の納付が猶予され、その後、肉専用種の月平均の枝肉卸売価格が、令和3年1月から3月まで3か月連続で2,300円/kgを上回ったことから、令和3年6月から生産者負担金の納付が再開。
- 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により牛枝肉価格が大幅に下落した場合、牛マルキン制度の生産者積立金が枯渇する可能性があることから、生産者負担金の納付猶予の措置を要望するもの。

(3) 漁業収入安定対策事業の十分な予算の確保

- 緊急的に新型コロナウイルス感染症の影響を緩和し、漁業者の不安を解消するため、令和2年4月から、漁業収入安定対策事業において、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予・免除といった特例措置が講じられ、令和3年度においても継続。（令和2年4月30日付け水産庁長官通知及び令和3年3月29日付け水産庁長官通知）
- また、不漁や新型コロナウイルス感染拡大による魚価安等の影響も含め、令和2年度の漁業収入安定対策事業の払戻実績は過去最大となっている状況。

- 本県のホタテガイ等の水産物で出荷量の減少や価格の低下が生じた場合に、漁業者が経営に必要な支援を受けられるよう、事態の収拾まで漁業収入安定対策事業の十分な予算を確保するよう要望するもの。

[漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）の払戻実績]

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R2 / R1
全国	355 億円	479 億円	673 億円	141%
岩手県	5.3 億円	12.7 億円	24.6 億円	193%

2 林業・木材産業に対する支援

(1) 過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施

- 「過剰木材在庫利用緊急対策事業」は、行き場のなくなった原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援するものであり、新型コロナウイルス感染症による影響の見通しが不透明な状況が続く中、滞留した原木の解消を図る有効な事業であり、本県で 17 件が事業実施されるなどニーズの高い事業であったところ。
- 令和 2 年度に実施された事業では、県産木材を活用した建築物もあった一方で、ほとんどの部材で外材を使用した例もあり、地域材が確実に利用される仕組みが必要。

(2) 原木価格の安定化に向けた支援制度の創設

- 本県の原木市場における令和 2 年度上半期（4～9 月）のスギ原木価格は前年同期に比べて約 19.5% 下落したほか、4～8 月の 5 か月間の販売量が前年同月比で 27% 減少するなど、木材価格等に影響が出た。
- 令和 2 年度は、合板向け等に生産したものの、受入制限のため出荷先を喪失し一時保管した原木については、木質バイオマス発電所向け材に出荷先を変更せざるを得なかったケースもあり、その場合は原木取引価格の差（木質バイオマス発電所向け材は建築用材の概ね半値程度）による素材生産業者の経済的負担が厳しく、素材生産事業の継続に支障を来すおそれがある。
- 令和 2 年 11 月以降、原木需要は回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症による影響の見通しが不透明な状況が続く中、経済活動の縮小などによる木材需要の低下が懸念されている。

[岩手県森林組合連合会の木材市場における原木取引単価]

	R 元年	R 2 年	減少率	参考
4～9 月期	11,000 円/m ³	8,853 円/m ³	▲19.5%	県内のバイオマス発電所の原木取引単価（スギ）の一例 ○ 32 円材：5,400 円/m ³ ○ 24 円材：4,000 円/m ³

注) 木材市場の原木単価は、スギ 3.65m 中目材の平均単価

3 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客の減少によるインバウンド需要や時短営業の要請に伴う外食需要の減少等の影響が生じている。
- 本県では、国の「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用し、影響が生じている農林水産物を県内の全市町村の学校給食へ無償提供するなどの消費拡大を図り、生産面での影響を回避するよう取組を進めてきたところ。
- 影響の長期化が見込まれる中、農林水産物の消費拡大を図るための取組に対して、引き続き支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 流通課、農業振興課、農産園芸課、畜産課、林業振興課、水産振興課

14 新型コロナウイルス感染症対策に係る 中小企業者等への支援

中小企業者、特に観光関連産業及びサービス業の事業者等は、感染症対策と社会経済活動の両立を図ることに伴い、収入の減少が恒常化し、事業の縮小や廃業等による地域経済の停滞が懸念されています。

こうした中であって、事業の継続や雇用の維持に必要な経済対策の継続的な実施とあわせ、ポストコロナも見据えたAI等の最先端技術の活用による事業者の生産性や付加価値の向上を支援する施策等の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 伴走支援型特別保証制度による融資における融資限度額の引上げ等

中小企業者の負担をさらに軽減し、事業活動の回復を支援するため、信用保証付き融資における融資限度額（現在4千万円）の引上げ、保証料補給の増額、利子補給の実施を要望します。

また、信用保証制度の危機関連保証やセーフティネット保証の適用期間を延長するとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じるよう要望します。

さらに、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう対象を拡充するよう要望します。

2 事業者等の事業継続に対する財政支援

今後の感染状況により、事業者の経営状況が更に悪化するおそれもあることから、一時支援金における取引要件の撤廃と売上要件の緩和、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など、事業者支援の拡充について要望します。

加えて、新型コロナウイルス感染症収束後においても、地域経済の回復には時間を要するため、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

また、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化及び電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望します。

3 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収となっている事業者は、実質無利子融資や持続化給付金等による支援だけでは経営が安定しないことから、これら事業者の負担を軽減し、事業活動の回復を支援するため、新型コロナ対策資本金劣後ローンの返済期間の延長や金利の引き下げを要望します。

また、資本金劣後ローンの利用促進を図るため、事業再生計画の策定支援を担う中小企業再生支援協議会の支援体制の強化について要望します。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、事業者は、「新しい生活様式」に即したビジネスモデルの転換、生産性向上などの取組が必要であることから、以下のとおり要望します。

(1) 「小規模事業者持続化補助金」や「IT導入補助金」によるEコマースへの対応や感染症対策、販路拡大への重点的な支援について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充すること。

(2) 製造業等における生産性や付加価値の向上のため、IoT、AI、ロボット等の導入を支援する「ものづくり・商業・サービス補助金」について、制度を継続するとともに、大型投資に対する補助率・補助上限の引上げや、希望する企業が必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じること。

(3) ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援する「事業再構築補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充すること。

(4) DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、産業支援機関や試験研究機関等が行うデジタル先端技術の研究開発・実証に対する財政支援、高等教育機関と連携した専門人材の育成や中小企業への専門家派遣に対する支援を講じること。

5 医療用ガウン等の国内調達の継続

昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療・介護現場等で使用する医療用ガウン等の政府調達が一っ迫したことから、県内の縫製企業は急遽、生産・供給体制を構築し、製品供給に貢献してきたところであるが、縫製業界はコロナ禍による需要減少により危機的状況にあることから、当年度においても医療用ガウン等の国内調達を行うよう要望します。

6 事業者の事業承継、事業引継ぎに対する支援の拡充

今後の感染症の状況により廃業を検討する事業者の事業承継や事業再編・統合を促進し、新たなチャレンジを支援するとともに、廃業する際の経営資源の引継ぎを促進するため、「事業承継・引継ぎ補助金」の応募機会の十分な確保や補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充するよう要望します。

7 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

新型コロナウイルス感染症の影響による資材や人員の不足等から補助事業の実施に遅れが生じているほか、土地区画整理事業等の進捗に合わせてまちづくりが進められている地区もあることから、令和4年度以降も、引き続き、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業実施に必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施するために必要な予算措置を講じるよう要望します。

8 商工指導団体への支援の拡充

商工指導団体は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する事業再生計画策定や経営改善までのハンズオン支援、事業承継・事業引継ぎに関する支援、その他各種相談への対応など、その果たす役割は今後さらに重要となることから、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費等に係る財政措置を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 伴走支援型特別保証制度による融資における融資限度額の引上げ等

- 商工指導団体を通じた新型コロナウイルス感染症の影響に関する事業者へのアンケート調査（令和3年4月末時点）において、以下のとおり確認。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

回答項目	回答数	構成割合
①影響が継続している	416	75.4%
②影響はあったが収束した	29	5.3%
③今後、影響が出る可能性がある	54	9.8%
④分からない	17	3.1%
⑤影響はない	36	6.5%
合計	552	100.0%

※ 90.5%の事業者が「影響が継続している」「影響があった」又は「出る可能性がある」と回答。

・ 前年同月比の売上変化（3・4月は前々年同月比）

回答項目	10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月	
	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合
①0～20%減	172	42.3%	173	43.5%	172	43.0%	170	38.4%	182	40.3%	173	41.8%	166	40.5%
②21～40%減	130	31.9%	119	29.9%	108	27.0%	133	30.0%	125	27.7%	121	29.2%	110	26.8%
③41～60%減	57	14.0%	62	15.6%	61	15.3%	80	18.1%	88	19.5%	70	16.9%	70	17.1%
④61～80%減	24	5.9%	25	6.3%	29	7.3%	35	7.9%	29	6.4%	24	5.8%	29	7.1%
⑤81～100%減	13	3.2%	6	1.5%	15	3.8%	16	3.6%	17	3.8%	12	2.9%	19	4.6%
⑥前々年同月比増	11	2.7%	13	3.3%	15	3.8%	9	2.0%	11	2.4%	14	3.4%	16	3.9%
合計	407	100.0%	398	100.0%	400	100.0%	443	100.0%	452	100.0%	414	100.0%	410	100.0%

※ 業種別では、宿泊業、飲食業及び運輸業の影響が大きい状況。

・ 今後の国や県等への支援策の要望

回答項目	回答数	回答割合
①景気回復施策	426	76.9%
②資金繰り支援	205	37.0%
③雇用維持支援	203	36.6%
④テレワーク等ICT導入支援	41	7.4%
⑤業態転換(※1)・新分野進出への支援	49	8.8%
⑥感染症対策に要する経費(施設整備含む)への支援	160	28.9%
⑦キャッシュレス決済の導入支援	36	6.5%
⑧販路開拓支援	68	12.3%
⑨その他	22	4.0%
合計	1,210	

※1 ⑤の業態転換には、テイクアウト等営業形態の変更を含む。

※2 回答割合の分母は、回答事業者の総数(554)であるもの。

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な影響の長期化により、地域経済への影響を最小限にとどめるため、資金繰り支援の継続が必要。
- 信用保証付き実質無利子・無担保の融資における融資限度額の引上げ、融資実施期間の延長等について、市町村や関係団体等から要望が寄せられており、国の新しい保証制度（伴走支援型特別保証制度）においても同様の要望が想定されるもの。
- 県独自の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資は、信用保証制度による保証を前提としていることから、融資実施期間を延長するためには、信用保証制度の適用期間の延長が必要。
- 信用保証制度の認定において、創業後3か月未満の事業者に関する要件が示されていないが、当該事業者においても事業を継続していくためには、資金を円滑に調達できるよう支援が必要。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、かつ、事業者の経営状況等が、感染症発生以前の状況に戻るまでの間は、継続的な支援が必要。

2 事業者等の事業継続に対する財政支援

- 令和2年度中の国・県・市町村の支援策の活用状況については、「持続化給付金(52.1%)」が最も多く、次いで「感染症対策補助金(48.8%)」「制度融資等の金融支援策(46.5%)」の順に多い。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査(4月分)によれば、「国・県・市町村の支援策のうち、令和3年度に活用したものは、「市町村の補助金・助成金(30.0%)」が最も多く、次いで「制度融資等の金融支援策(27.6%)」、「地域企業経営支援金(県)(22.7%)」の順に多くなっている。

・ 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査

回答項目	R2.10月	R2.11月	R2.12月	R3.1月	R3.2月	R3.3月	R3.4月
①制度融資等の金融支援策	42.0%	41.2%	40.5%	42.5%	42.2%	46.5%	27.6%
②持続化給付金	49.1%	49.3%	48.5%	52.1%	51.7%	52.1%	—
③雇用調整助成金	23.0%	22.1%	23.8%	23.8%	26.4%	24.5%	22.6%
④家賃補助	12.6%	13.8%	13.8%	16.3%	16.1%	16.1%	—
⑤感染症対策補助金	25.7%	32.5%	41.8%	45.2%	46.4%	48.8%	—
⑥一時支援金(国)	—	—	—	—	—	—	15.2%
⑦地域企業経営支援金(県)	—	—	—	—	—	—	22.7%
⑧市町村の補助金・助成金	—	—	—	—	—	—	30.0%
⑨その他	6.8%	8.6%	5.6%	7.4%	7.3%	7.0%	2.3%

※ 令和3年4月時点で、継続している支援策に回答項目を見直したものの。

○ 持続化給付金について

売上が前年同月比50%以上減少している中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給（上限：法人200万円、個人事業者100万円）するものであり、複数回の受給ができないこととされている。

○ 家賃支援給付金について

連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少するなどの影響が出ている中小企業者等が支払う家賃の一部を負担する給付金を支給（給付率：2/3 上限：法人50万円/月、個人事業者25万円/月、6か月分を支給）するものであり、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給することとされ、複数回の受給ができないこととされている。

○ 国の支援策については、支給要件の緩和や複数回の給付のほか、情報発信の強化、受付体制の充実、審査の簡素化などについて、市町村や関係団体から要望が寄せられている。

3 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

○ 資本金劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響により借入金が増えた事業者の財務体質を強化し、さらなる融資の呼び水となる効果が期待されるもので、市町村や関係団体から、積極的な運用を行うよう要望が寄せられている。

○ 岩手県としても、支援を必要とする事業者に活用されるよう、金融機関と連携した制度の目的や内容の周知、商工指導団体を通じた事業計画の策定支援を行っていく。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

(1) エコマースの導入やオンライン商談を行う環境構築（IT導入補助金の制度拡充等）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により物産展の中止やアンテナショップの休業等により県産品の売上が大幅に減少しており、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。

○ 新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースやオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。

○ 「小規模事業者持続化補助金」について

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:50万円、補助率:2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:100万円、補助率:3/4

○ 「IT導入補助金」について

ITツール導入による業務効率化等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:30～450万円、補助率:1/2

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:30～450万円、補助率2/3

<百貨店の売上状況【令和3年3月】>

(単位・販売額:億円、前年同月比:%) 経済産業省関東経済産業局

「百貨店・スーパー販売の動向」

	管内			全国		
	販売額	全店 前年同月比	既存店 前年同月比	販売額	全店 前年同月比	既存店 前年同月比
百貨店・スーパー 合計	7,480	2.3	1.9	16,712	2.9	3.0
百貨店	2,120	16.4	18.5	4,519	19.3	21.8
スーパー	5,360	-2.4	-3.6	12,193	-2.1	-2.7

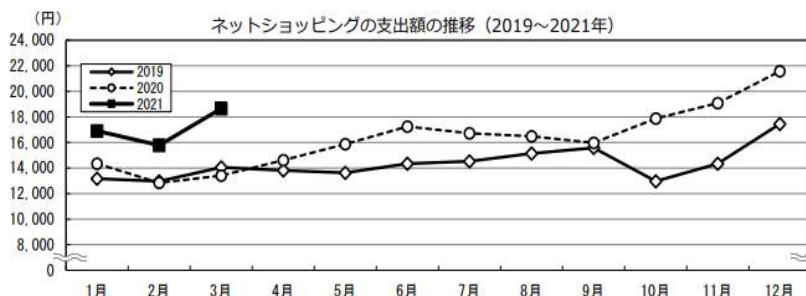
<コロナの影響によるオンラインショップの売上状況>

-2021年(令和3年)3月分結果-

○ 支出額(円)

	2021年 3月	2020年 3月	名目増減率 (%)
ネットショッピングの支出額	18,651	13,412	39.1
ネットショッピング利用1世帯当たりの支出額	35,551	30,611	16.1

総務省「家計消費状況調査(令和3年3月分)」



<オンラインショップの構築にかかる経費>

「通販通信」と(株)エルテックスが実施した共同調査「通販関連事業者の通販ビジネス&ソリューションへの意識・課題調査」によると、年商規模が1億円以上のEC・通販事業者がECを開始した初年度にかけた投資総額(システム構築・運用固定費・広告費・コンサル費などを含む)は、1,000万円以上が9割に上る。

(2) 「ものづくり・商業・サービス補助金」制度の継続、拡充

- 岩手県では、北上川流域地域において、自動車・半導体関連産業を中心とした急速な産業集積による雇用と生産の拡大が進むとともに、世界最先端の製品が最新の技術で生産されており、県内中小企業が、コロナ禍による影響を乗り越え、取引拡大、業容拡大を行うためには、相応額の投資が必要である。
- 令和3年1月に実施した「県内ものづくり企業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査」では、回答企業中、売上・受注等で「悪化している」「依然厳しい」と回答した企業は36.8%、「部品調達など生産管理面での影響」があると回答した企業が27.9%であり、依然として厳しい状況にある。
- 一方、今後望まれる支援策としては、「設備導入」と回答した企業は15.0%と「各種支援制度の情報提供」「人材確保」等とあわせて上位にあり、コロナ禍の影響を受けている中においても、前向きな回答が多くなっている。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の影響等に関する企業アンケート結果（1月調査：抜粋）

	悪化している・ 依然厳しい	持ち直しつつある	コロナ前より改善	影響なし・ その他
売上・受注等の影響	36.8%	28.7%	6.9%	27.6%
部品調達等の影響	27.9%	15.1%	1.2%	55.8%

	設備導入	人材確保	人材育成	各種支援制度 の情報提供	取引拡大	その他・ 特になし
今後望まれる支援策	15.0%	14.2%	13.8%	15.0%	13.0%	29.1%

※ 調査対象企業数 526 社（うち 2/1 時点回答企業数 88 社）

- 岩手県では、「ものづくり・商業・サービス補助金」は、中小企業を中心に技術開発や生産性の向上に活用されるなど、コロナ禍収束後の将来を見据えた企業競争力の強化を進めるための設備投資等を行う際のインセンティブとして有効な制度となっており、本県中小企業者等のニーズは高く、商工団体や企業からは事業の継続と予算の拡充、補助上限の引き上げなどについて要望があることから、同制度の継続と十分な財政措置等が期待される。

○ 「ものづくり・商業・サービス補助金」

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:1,000 万円 補助率:中小 1/2、小規模 2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:1,000 万円 補助率: 2/3

(3) 「事業再構築補助金」の継続、拡充

○ 「事業再構築補助金」

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援。

【中小企業（通常枠）】 補助金額:100万円～6,000万円 補助率: 2/3

【中小企業（卒業枠）】 補助金額:6,000万円～1億円 補助率: 2/3

【中堅企業（通常枠）】 補助金額:100万円～8,000万円 補助率: 1/2（4,000万円超は1/3）

【中堅企業（グローバルV字回復枠）】 補助金額:8,000万円～1億円 補助率: 1/2

(4) デジタル先端技術の研究開発や実証、専門人材の育成等への支援

○ 岩手県では、産業支援機関や研究機関等と連携しながら、デジタルトランスフォーメーションを推進するため、第4次産業革命技術の導入・活用を支援している。

実施項目	取組内容	実施機関
高度技術研修	設計技術・製造技術・評価技術に関する情報提供と人材育成を目的として、毎月テーマを変えて研修を開催 ・振動・音響計測セミナー ・熱分析セミナー ・溶接・接合技術セミナー 等	岩手県工業技術センター 北上オフィスプラザ 岩手県県南技術研究センター
新事業創出・企業連携構築支援	製品開発や新事業創出、企業連携を促進し、設計開発人材の雇用につなげるため、各種セミナーや勉強会の開催、専門家派遣等を支援 ・企業連携構築支援セミナー ・専門人材による助言・指導	いわて産業振興センター 釜石・大槌地域産業育成センター
スマートものづくりワンストップ支援	IoT、AI等を活用し、生産性向上を進める際に生じる課題解決をワンストップ体制で支援 ・IoT導入促進セミナーの開催 ・スマートものづくりアドバイザー等による助言・指導 等	いわて産業振興センター 北上オフィスプラザ
求職者向け3Dものづくり研修	求職者に対し、ものづくり企業ニーズに即した3D-CADなどの研修を実施 ・3次元CAM基礎講習 ・3次元CAD活用講習 等	北上オフィスプラザ
AI人材育成・社会実証支援	「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化の実践や環境整備を促進するため、産学官連携により基盤技術であるAI分野の人材育成や社会実装を推進 ・AI技術の社会実証推進セミナー ・AI人材育成講座	岩手県 一関工業高等専門学校

○ 上記事業は、主に「地方創生推進交付金」の採択を受けて実施しているところであり、事業承認期間満了後においても、継続した支援が必要である。

○ また、デジタル先端技術に知見を有する専門家や実践者が県内では少数であることから、首都圏等の専門家の支援や高度技術を有する県外企業との連携が必要である。

5 医療用ガウン等の国内調達の継続

- 本県においては、製造業に占める繊維工業の割合は事業所数が7.8%、従業者数は5.5%を占める主要産業の一つである。
- 本県の縫製事業者は、百貨店でブランド展開する大手アパレル企業との取引が多いが、新型コロナウイルス感染症の影響で百貨店の衣料品売上高が低迷（2020年の百貨店の衣料品売上高は前年比31%減）し、厳しい経営状況が続いている。
- 県では令和2年5月下旬に、県内縫製事業者110社に対し、「布製マスク、医療用ガウン及び医療用エプロンに係る生産受託の意向と生産能力」についての調査を実施し、布製マスク生産に30社、医療用ガウン生産に22社が参入したことを確認している。
- 県内の縫製業界の動きとしては、東北アグリーメント協同組合が12月1日に岩手県議会に対し医療用ガウンの県内企業からの調達を含む「県内アパレル企業の育成と安定生産を求める請願」を行い受理されているほか、東北六県縫製団体連合会が12月4日に経済産業省製造産業局生活製品課長に「医療用ガウン等の国内生産の継続」にかかる要望書を提出しているところ。
- 医療用ガウン等の医療物資は国が商社等を通じて直接調達し医療機関等に配布しているが、医療用ガウンの製造に参入している本県の縫製企業によると、医療用ガウンの生産は令和3年3月で終了している。
- 国では、今後も安全保障の観点から医療用ガウン等の医療物資の一定量を国内調達することとしているが、新型コロナウイルス感染症の第4波の拡大により、県内の縫製事業者は商況の回復が遅れ引き続き厳しい経営が続いていることから、国による早期の国内調達が必要である。

6 事業者の事業承継、事業引継ぎに対する支援の拡充

- 岩手県の社長の平均年齢は全国でも上位（帝国データバンク：62.0歳（2位）、東京商工リサーチ：63.70歳（3位））であり、今後、年齢を理由に引退する経営者の増加が予想される。
- 新型コロナウイルス感染症以前に実施した調査では、県内事業者の約4分の1が、事業承継せずに廃業又は事業譲渡の意向を示し、うち約6割は第3者への承継を検討する意向がない。
- 東京商工リサーチが行っている調査では、新型コロナの収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性がある企業の割合が、7.09%（令和3年4月）となっており、状況次第ではさらに増加することが懸念されることから、地域経済の活力低下を防ぐため、経営資源の引継ぎを促進・実現するための支援が必要となっている。
- 国では、平成29年度から事業承継や事業再編・統合による新たなチャレンジを促進する「事業承継補助金」を、また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として、第三者承継時の専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「経営資源引継ぎ補助金」を実施している。
- 国では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算において、上記2つを統合した「事業承継・引継ぎ補助金」を実施することとしている。

《令和2年度第3次補正》

支援累計	補助率	補助上限額	上乗せ額（※廃業を伴う場合）
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
創業支援型	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M&A型	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	2/3	400万円	（売り手のみ）200万円

《令和3年度予算》

支援累計	補助率	補助上限額	上乗せ額（※廃業を伴う場合）
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
経営者交代型	1/2	250万円	200万円
M&A型	1/2	500万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	1/2	250万円	（売り手のみ）200万円

- 新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として令和2年度補正予算で新たに措置された、第三者承継時の専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「経営資源引継ぎ補助金」について、継続・拡充が必要と考えられる。

対象者	事業再編や事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う（買い手支援型）又は引継ぎが行われる（売り手支援型）予定の中小企業や小規模事業者
補助対象経費	専門家活用等に係る経費（謝金、旅費、外注費、受託費、システム利用料） 売り手支援型は廃業費用（廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費）も対象
補助率	2/3以内
補助上限額	買い手支援型 200万円 売り手支援型 650万円（廃業費用を活用しない場合は200万円）
募集期間	（令和2年度）令和2年7月13日～8月22日、10月1日～10月24日

7 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》				《グループ補助金の繰越・再交付の状況》		
年度	グループ・事業者数		交付決定額	区分	件数	金額
H23	30グループ	295者	437億円	明許繰越	27件	25億円
H24	65グループ	864者	316億円	事故繰越	3件	2億円
H25	16グループ	85者	29億円	再交付	19件	8億円
H26	10グループ	25者	8億円	合計	49件	35億円
H27	17グループ	67者	25億円			
H28	23グループ	100者	33億円			
H29	17グループ	51者	15億円			
H30	13グループ	38者	27億円			
R1	11グループ	23者	13億円			
R2	11グループ	22者	15億円			
合計	213グループ	1,570者	918億円			

※1) 令和3年3月末現在
 ※2) 金額は県予算ベース

- グループ補助金の交付決定を受け、これから工事を進めようとしている事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外の業者と打ち合わせが出来ないことから工期の見直しが必要になるなど、補助事業に影響が生じている事業者が9者あり、再交付を行っている。
- 令和3年度には、商業者を中心に25事業者の交付申請が見込まれている。
- 震災の被害が甚大で、土地区画整理事業等が令和2年度に完了した地域においては、建物の着工が令和3年度以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられている。

8 商工指導団体への支援の拡充

- 毎月、県内の約500者に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査を実施しており、4月末時点の調査において、「影響が継続している」が75%、「影響はあったが収束した」が5%、「今後、影響が出る可能性がある」が10%であり、90%の事業者が、影響が出ている又は出る可能性があるとして回答している。
- 商工指導団体への事業者からの相談件数は高水準で推移しており、令和3年3月には1,592件、令和2年度累計で41,309件となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からの相談が増加していることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、県内の商工指導団体に相談対応のスタッフの配置や専門家派遣を実施している。
- 令和3年度も事業者からの経営相談が継続するものと見込まれるが、従前より、県の商工指導団体への補助が交付税を上回る状況となっているところに加え、来年度は県税の落ち込みにより県財政が厳しくなることが予想されており、引き続き、相談対応のスタッフの配置や専門家派遣が出来るよう、国の支援が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室、経営支援課、産業経済交流課、ものづくり自動車産業振興室

15 新型コロナウイルス感染症対策に係る 公共交通事業者に対する財政支援

本県においては、路線バスや第三セクター鉄道等を運行する公共交通事業者が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等に伴い、利用者が大幅に減少し、経営に大きな影響が生じていることから、岩手県においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策に対する補助金や、運行を支援するための交付金等により、公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ったところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、現在も継続しており、公共交通の輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、公共交通事業者に対し、一層の経営支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者が、今後も地域公共交通の持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、輸送需要の大幅な減少に直面している鉄道、路線バス、タクシー、航空の公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 三陸鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

	R2.4月～R3.3月	H31.4月～R2.3月	前年同期増減	増減率
定 期	91,663	108,286	▲ 16,623	▲15.4%
定 期 外	164,998	356,183	▲191,185	▲53.7%
合 計	256,661	464,469	▲207,808	▲44.7%

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

	R2.4月～R3.3月	H31.4月～R2.3月	前年同期増減	増減率
定 期	527,851	573,872	▲ 46,021	▲ 8.0%
定 期 外	355,628	627,955	▲272,327	▲43.4%
合 計	883,479	1,201,827	▲318,348	▲26.5%

(3) 路線バス（県内の主要な路線バス事業者の3社）の運送収入の状況

(単位：千円)

	R2.4月～R3.3月	H31.4月～R2.3月	前年同期増減	増減率
定 期	669,759	791,574	▲121,815	▲15.4%
定 期 外	2,833,498	4,847,912	▲2,014,414	▲41.6%
合 計	3,503,257	5,639,486	▲2,136,229	▲37.9%

(4) タクシー事業者（協会加盟214社（個人タクシーを含む））の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

R2.4月～R3.3月	H31.4月～R2.3月	前年同期増減	増減率
5,893,882	8,875,564	▲2,981,682	▲33.6%

(5) 航空事業者の状況

ア 国内定期利用者数

(単位：人)

R2.4月～R3.3月	H31.4月～R2.3月	前年同期増減	増減率
138,661	438,405	▲299,744	▲68.4%

イ 運航状況（4/5 現在）

<国内定期便の運航状況>

路 線	運航状況（5/21以降）	今後の見込み
札幌線	通常：3往復6便/日 1往復2便/日 5/22～31, 6/1～30 2往復4便/日 5/21	7/1以降は未定
名古屋線	通常：4往復8便/日 2往復4便/日 5/21, 22, 24～31, 6/1～16 3往復6便/日 5/23	6/17以降は未定
大阪線	通常：4往復8便/日 1往復2便/日 5/26, 27, 30, 31 2往復4便/日 5/17～31, 6/1～30	7/1以降は未定
神戸線	通常：1往復2便/日 全便運航	6/17以降は未定
福岡線	通常：1往復2便/日 全便運航	7/1以降は未定

<国際定期便の運航状況>

便名（航空会社）	運航状況	運休期間	備 考
台北線（タイガーエア台湾）	週2往復4便（水・土）	R2.3.4～R3.8.31	9/1以降の運航は未定
上海線（中国東方航空）	週2往復4便（水・土）	R2.2.8～当面の間	運航再開時期は未定

2 県の公共交通事業者に対する支援

(1) 地域企業経営継続支援事業費補助金（地域企業感染症対策等支援事業）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費を補助
- ・ 定額（上限額：1事業所当たり10万円）

(2) 運行支援交付金

- ・ 公共交通事業者の安全かつ安定した運行の維持・確保のための交付金
- ・ 鉄道事業者：定額（三陸鉄道 190,000千円、IGRいわて銀河鉄道 170,000千円）
- ・ バス事業者：車両1台当たり30万円（交付額 191,100千円）
- ・ タクシー事業者：車両1台当たり5万円（交付額 105,600千円）

(3) いわて銀河鉄道利用促進協議会負担金

- ・ IGRいわて銀河鉄道の利用促進を図るための県と沿線市町で構成する協議会への負担金
- ・ 負担額：15,000千円

3 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少している地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

16 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置

地方における路線バスは、新型コロナウイルス感染症が流行する以前から、人口減少や自家用車利用の増加等により利用者が減少していた中で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少していることから、路線バス事業者においては、一段と厳しい経営状況に置かれています。

一方、こうした状況の中にあっても、路線バス事業者においては、エッセンシャルサービスとして運行の維持を求められており、安全かつ安定した運行に努めているところです。

また、輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、このままでは、路線バス事業者の経営に重大な影響を及ぼし、路線バスの廃止・減便等により、地域の移動手段の維持確保に支障が生じることが懸念されることです。

つきましては、地方におけるバス路線の維持確保のため、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、次のとおり特例措置を講ずるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る輸送量要件の緩和、みなし運行回数カット及び補助上限額の適用除外

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、輸送量要件の緩和及びみなし運行回数カットの適用除外の特例措置を継続するとともに、補助上限額を適用しない特例措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助の概要

1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：補助対象経常費用の9/20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	密度カット：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点） ・広域行政圏の中心市町村等への需要に対応する路線（市町村指定あり）

2 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の概要

○ 国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少している中で、運行の維持を求められている地域公共交通事業者に対する特例措置として、令和2年度地域間幹線系統確保維持費補助の輸送量要件を緩和するとともに、みなし運行回数カットの適用を除外。

○ 輸送量要件の緩和

15人以上150人以下 ⇒ 150人以下

○ みなし運行回数カット（密度カット）の適用除外

平均乗車密度が5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カット（密度カット）の適用を除外（補助額の減額なし）。

3 課題

○ 輸送量要件を満たせず補助の対象外となる路線については、維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、輸送量が15人以上とされている補助要件の緩和が必要。

○ 厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット及び補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の適用を除外する特例措置が必要。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

17 新型コロナウイルス感染症対策に係る 観光需要回復への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの観光関連事業者が厳しい経営状況にあり、また、影響の長期化により観光需要の回復には時間がかかると見込まれます。

今後、観光需要の喚起やインバウンド回復に向けたプロモーションを実施する必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 観光需要回復への支援の継続

観光需要の回復に向けた大きな契機となることが期待される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和3年4月から9月にかけて東北 destinations キャンペーンが展開されることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染拡大の防止や宿泊事業者などに対する支援に取り組んできたところですが、今後、コロナ禍から立ち直り地域経済の好循環を生み出す観光産業の振興を図るため、地方創生臨時交付金の継続や、Go To トラベル事業など需要を喚起するための継続的な支援を要望します。

2 インバウンドの回復に向けた支援

東北観光復興対策交付金等を活用して外国人観光客の誘客促進に取り組み、令和元年の本県の外国人宿泊者数は過去最高を記録しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年は大幅な減少となっています。

新型コロナウイルス感染症の収束後、インバウンドの早期回復を図るため、海外の旅行会社や外国人個人旅行者向けのプロモーション、受入環境整備を強化する必要があることから、国際観光を推進していくための新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。

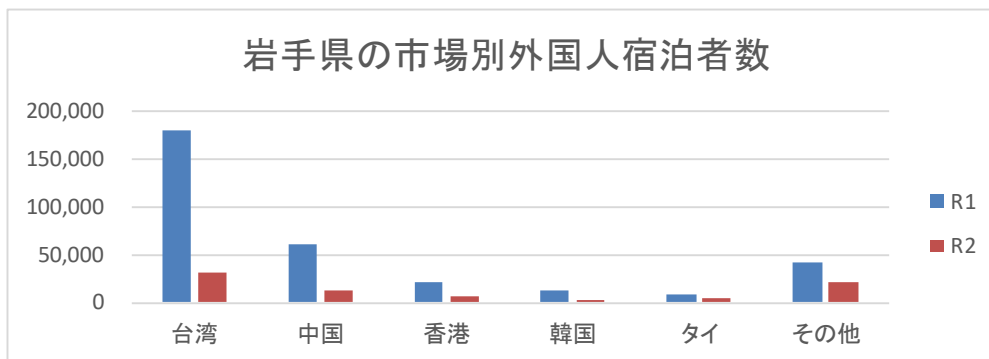
【現状と課題】

1 観光需要回復への支援の継続

- 岩手県が商工指導団体と連携し実施している事業者の影響調査では、令和3年2月の経営への影響について、宿泊業は98%が「影響が継続している」と回答している。
また、売上変化については、「41%以上減」と回答した割合が、宿泊業は61%となっており厳しい状況が継続している。
- 岩手県内のG o T oトラベルに登録しているいくつかの宿泊施設への聞き取りでは、9月の宿泊者のうち概ね7割程度がG o T oトラベルを利用しており、教育旅行については、旅行会社によれば、8月以降に実施した学校のほとんどがG o T oトラベルを利用している。
- 令和2年に本県を訪れた教育旅行客の入込は、学校数が延べ4,243校、児童生徒数が22万4,480人と、平成22年以降、過去最高となった。
- 新型コロナウイルス感染症による社会変化を受け、大企業を中心にテレワーク等が普及し、働き方が多様化している。

2 インバウンドの回復に向けた支援

- 令和元年の岩手県の外国人宿泊者数は約32万5千人泊、東北全体で約168万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約18万人泊（約56%）、中国約6万人泊（約19%）、香港約2万人（約7%）であった。
- 一方、令和2年は、岩手県が約7万8千人泊（前年比24.1%）、東北全体で約40万5千人泊（前年比24.1%）と、前年比で大きく減少し、本県市場別では多い順に台湾が約3万2千人泊（前年比約17.6%）、中国が約1万3千人泊（前年比約20.8%）、香港が約6千人泊（前年比29.0%）と、前年と比して大きく減少した。



観光庁 宿泊旅行統計(従業者数10人以上の施設、R2速報値、R1確定値)

- 平成28年度から令和2年度まで、本県では、東北観光復興対策交付金を活用し、平成29年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、外国人宿泊者数が最も多い台湾を最重点市場、実績のある中国、香港、韓国を重点市場、また、冬季スキー客などの増加が期待できる豪州、訪日客数が大きく伸びている東南アジア（タイ、ベトナムなど）を開拓市場として、各市場のニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。今後、大幅に減少した外国人観光客の早期回復を図るため、各市場に対するプロモーションの強化や受入環境整備が重要であることから、新たな交付金制度の創設など、今後も継続した支援が必要である。

○東北観光復興対策交付金の状況(億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
国予算	40.65	32.65	32.65	32.09	20.94	158.98
岩手県配分	6.7	5.5	4.9	4.9	3.3	25.3

※東北観光復興対策交付金はR2まで

○国際観光旅客税充当事業の状況(億円)

	H30	R1	R2	R3
国予算	32.5	485.0	510.6	260.7

H31.1.7から導入

